

二十三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 通貨</p> <p>二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する有価証券を除く。）</p> <p>2 この法律において「通貨等」には、金融先物取引所が、前項第二号に掲げるものについて、金融先物取引を円滑化するため設定した利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を含むものとする。</p> <p>3 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは第一項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値で、金融先物取引所の定めるものをいう。</p> <p>4 この法律において「金融先物取引」とは、金融先物取引所の定める基準及び方法に従い、金融先物市場において行われる次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 当事者が将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一 (同上)</p>

<p>8 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引又は金融先物取引所の開設する市場をいう。</p>	<p>7 (同上)</p>
<p>7 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引のために金融先物取引所の開設する市場をいう。</p>	<p>6 (同上)</p>
<p>6 この法律において「金融先物取引所」とは、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。</p>	<p>5 (同上)</p>
<p>5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。</p> <p>一 前項第二号に掲げる取引</p> <p>二 前項第三号口に掲げる取引に係る同号に掲げる取引</p>	<p>5 (同上)</p>
<p>5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。</p> <p>一 前項第二号に掲げる取引</p> <p>二 前項第三号口に掲げる取引に係る同号に掲げる取引</p>	<p>5 (同上)</p>
<p>5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。</p> <p>一 前項第二号に掲げる取引</p> <p>二 前項第三号口に掲げる取引に係る同号に掲げる取引</p>	<p>5 (同上)</p>
<p>5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。</p> <p>一 前項第二号に掲げる取引</p> <p>二 前項第三号口に掲げる取引に係る同号に掲げる取引</p>	<p>5 (同上)</p>

物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

9| この法律において「金融先物取引業」とは、業として金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること（以下「金融先物取引等の受託等」という。）をいう。

10| この法律において「金融先物取引業者」とは、第五十六条の許可を受けて金融先物取引業を営む法人をいう。

（業務の制限）

第五条 金融先物取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

（金融先物市場類似市場の開設の禁止）

第六条 何人も、金融先物市場に類似する市場を開設してはならない。

2 何人も、前項の市場において金融先物取引と類似の取引をしてはならない。

（相場による差金の授受等の禁止）

第七条 何人も、銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）が一方の当事者となる場合を除き、店頭金融先物取引をしてはならない。

2 第四十四条第一号、第三号及び第五号、第六十九条、第七十四条第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第九十一条の二の規定は、

8| （同上）

9| （同上）

（業務の制限）

第五条 （同上）

2 金融先物取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。

（金融先物市場類似施設の開設の禁止）

第六条 何人も、金融先物市場に類似する施設を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において金融先物取引と類似の取引をしてはならない。

（相場による差金の授受等の禁止）

第七条 何人も、金融先物市場によらないで、金融先物市場における相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

一 第二条第四項第二号に掲げる取引

二 第二条第四項第三号ロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

店頭金融先物取引について準用する。この場合において、第四十四条第三号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引の相場を変動させるべき一連の金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該店頭金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の店頭金融先物取引又は金融先物取引の相場を変動させるべき一連の店頭金融先物取引」と、同条第五号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、金融先物取引」と、第六十九条中「金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を含む契約（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）」とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）は、店頭金融先物取引に係る契約（以下「店頭金融先物取引契約」という。）」と、「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、第七十四条中「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）」と、同条第一号から第三号までの規定中「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、同条第六号中「受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金」とあるのは「店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭」と、同条第七号中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引」と、「委託

者」とあるのは「顧客」と、第九十一条の二中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引契約の締結」と読み替えるものとする。

(定款)

第十一条 発起人は、金融先物取引所の定款を作成し、これに次の事項を記載して署名しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員の資格、加入及び脱退に関する事項
- 六 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 七 会員信認金に関する事項
- 八 経費及び損失の負担に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 会議に関する事項
- 十一 規則の作成に関する事項
- 十二 業務の執行に関する事項
- 十三 金融先物取引の種類に関する事項
- 十四 金融先物取引の清算に関する事項

(定款)

第十一条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 事務所の所在地及び金融先物市場を開設する地
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)
- 十 (同上)
- 十一 (同上)
- 十二 (同上)
- 十三 (同上)
- 十四 (同上)

十五 会計に関する事項	十五 (同上)
十六 公告の方法	十六 (同上)
(設立の免許の申請)	(設立の免許の申請)
第十三条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出して設立の免許を申請しなければならない。	第十三条 (同上)
一 名称	一 (同上)
二 事務所のある場所	二 事務所及び開設する金融先物市場のある場所
三 役員の名及び住所	三 (同上)
四 会員の商号又は名称	四 (同上)
2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。	2 (同上)
(会員信認金)	(会員信認金)
第二十七条 会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。	第二十七条 (同上)
2 会員信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。	2 会員信認金は、有価証券(国債証券その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券をいう。)をもつて充てることができる。
3 会員に対して金融先物取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立つて弁済	3 前項の有価証券の充当価格は、金融先物取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて定めるところにより算出した額を超えてはならない。
4 (同上)	4 (同上)

を受ける権利を有する。

4 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、会員に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員に対する会員信託金に係る債務を相殺してはならない。

5 金融先物取引所は、国債の保有その他総理府令・大蔵省令で定める方法によるほか、会員信託金として預託を受けたものを運用してはならない。

(業務規程の記載事項)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 金融先物取引の対象とする通貨等若しくは金融オプション又は金融先物取引に係る金融指標（以下この節及び第五十三条において「取引対象通貨等」という。）

二 金融先物取引の期限

三 金融先物取引の開始及び終了

四 金融先物取引の停止

五 金融先物取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六 決済の方法

七 前各号に掲げる事項のほか、金融先物取引に関し必要な事項

(取引証拠金等の預託)

第三十七条 金融先物取引所は、金融先物取引（大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、大蔵省令で定めるところ

5 (同上)

6 (同上)

(業務規程の記載事項)

第三十六条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 立会の開閉

四 立会の停止

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

(取引証拠金)

第三十七条 金融先物取引所は、定款の定めるところにより、会員から、金融先物取引について、取引証拠金を預託させることができる。

により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員が自己の計算において金融先物取引を行う場合又は会員がその受託した金融先物取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員

二 会員がその受託した金融先物取引（会員に対する金融先物取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。

（）から受託した当該金融先物取引（以下この条において「取次金融先物取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合

（前号に掲げる場合を除く。） 当該金融先物取引の委託者（会員に對して金融先物取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。

第三項において同じ。）

三 会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次金融先物取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員が取次金融先物取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取次金融先物取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

2 取次者は、金融先物取引の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

3 会員は、金融先物取引の受託について、大蔵省令で定めるところによ

2 前項の取引証拠金は、第二十七条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定めるもの（次項及び第八十一条において「有価証券等」という。）をもつて充てることができる。

3 前項の規定による有価証券等の充当価格は、金融先物取引所が定めるところにより算出した額を超えてはならない。

り、委託者又は取次者（当該金融先物取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次金融先物取引である場合にあつては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

4 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

5 第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券その他大蔵省令で定めるところをもつて充てることができる。

（取引の開始の届出）

第三十八条 金融先物取引所は、取引対象通貨等の別に取引を行うことができることとなつた日後最初にその取引を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（臨時の金融先物取引の開始等の届出）

第三十九条 金融先物取引所は、臨時に金融先物取引の全部若しくは一部を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（取引の開始の届出）

第三十八条 金融先物取引所は、取引対象通貨等の別に取引を行うことができることとなつた日後最初にその立会を行ったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 （同上）

（臨時の立会開閉等の届出）

第三十九条 金融先物取引所は、臨時に立会の全部若しくは一部を開閉し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 （同上）

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員が金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員の会員信託金及び取引証拠金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第二十七条第三項の規定による金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金についての会員又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額等の通知等)

第四十二条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に、毎日の総取引高、毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額、約定数値その他の事項を速やかにその会員に通知し、公表しなければならない。

(相場等の報告等)

第四十三条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日の当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における相場その他の事項を遅滞なく大蔵大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の規定により報告された事項の通知を求めることができる。

3 金融先物取引所は、当該金融先物取引所の開設する金融先物市場にお

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 (同上)

2 第二十七条第四項の規定による金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金についての会員又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額等の揭示と相場表の公表)

第四十二条 金融先物取引所は、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の総取引高及び成立した対価の額又は約定数値を当該金融先物市場に掲示しなければならない。

2 金融先物取引所は、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額又は約定数値を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

(相場及び取引高報告書の提出等)

第四十三条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における相場及び取引高報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

3 (同上)

ける一の会員の自己の計算による金融先物取引であつて決済を結了して
いないものの件数が総理府令・大蔵省令で定める件数を超えることとな
つた場合その他当該金融先物市場における金融先物取引の状況が総理府
令・大蔵省令で定める要件に該当することとなつた場合には、総理府令
・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内
閣総理大臣に報告しなければならない。

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 会員は、金融先物取引の受託については、金融先物取引所
定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関
する細則を定めなければならない。

一 金融先物取引の受託の条件

二 決済の方法

三 委託証拠金の料率及び預託の方法

四 前各号に掲げる事項のほか金融先物取引の受託に関し必要な事項

第四十八条 削除

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 委託手数料の料率及び徴収の方法

四 (同上)

五 (同上)

(委託証拠金の預託)

第四十八条 会員は、金融先物取引の受託について、委託者から金融先物
取引所定める委託証拠金の預託を受けなければならない。

2 金融先物取引所は、大蔵大臣が、取引の事情を考慮して金融先物取引
の受託について受託契約準則で定めるべき委託証拠金の料率の下限を定
めたときは、これを下回る料率を定めてはならない。

(許可の申請)

第五十八条 第五十六条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 業務の種類及び方法

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(締結した受託契約の内容の確認)

第七十条 金融先物取引業者は、受託契約を締結したときは、委託者に対し、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該受託契約を締結した日時及び当該受託契約に係る金融先物取引等の種類、件数、対価の額その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を明らかにするために必要な措置を講じなければならない。

(受託等に係る財産の管理)

3 第三十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の委託証拠金について準用する。

(許可の申請)

第五十八条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

2 (同上)

(契約締結時の書面の交付)

第七十条 金融先物取引業者は、受託契約を締結したときは、委託者(前条に規定する銀行その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。)に対し、直ちに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該受託契約を締結した日時及び当該受託契約に係る金融先物取引等の種類、件数、対価の額その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

(受託等に係る財産の管理)

第八十一条 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者から預託を受けた委託証拠金その他の保証金については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

2 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、管理しなければならない。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十四条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第九十一条の二（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第九十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八十一条第一項の規定に違反した者

二 第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項若しくは第二項又は第七十九条の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十一条 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券等及び通貨等並びに委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、管理しなければならない。

第九十四条 （同上）

一 第四十四条の規定に違反した者

二 第九十一条の二の規定に違反した者

第九十四条の三 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

第九十五条 （同上）

<ul style="list-style-type: none"> 一 第五条又は第六条第二項の規定に違反した者 二 第四十五条の規定による制限に違反した者 三 第六十二条の認可を受けないで第五十八条第一項第四号に掲げる事項を変更した者 四 第九十一条の三の規定に違反した者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 第五条第一項又は第六条第二項の規定に違反した者 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上)
<p>第九十六条 第七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十六条の規定の適用を妨げない。</p> <p>第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第六十八条の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者 二 第六十九条(第七条第二項において準用する場合を含む。)、第七十一条又は第七十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者 三 第七十三条の規定に違反した者 <p>第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第四条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者 二 第十七条第四項前段又は第六十三条の規定による届出をせず、又は 	<p>第九十六条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十六条の規定の適用を妨げない。</p> <p>第九十七条 (同上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 第六十九条、第七十条、第七十一条又は第七十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者 三 (同上) <p>第一百条 (同上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 (同上)

虚偽の届出をした者

三 第二十七条第五項の規定に違反した者

四 第六十六条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

五 第六十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六 第七十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

七 第七十八条の規定による命令に違反した者

八 第八十六条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

二 第九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに不正の記載をした者

二の二 第十七条第四項後段、第四十九条第三項又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者

三 金融先物取引所の会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠した者

四 第三十七条第一項又は第四項の規定に違反した者

三 第二十七条第六項の規定に違反した者

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

第百四条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

二の二 (同上)

三 (同上)

<p>五 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出を怠つた者</p> <p>六 第四十二条の規定に違反して、通知し、又は公表することを怠つた者</p> <p>七 第四十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>八 第四十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>九 第五十一条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者</p> <p>十 第五十一条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者</p> <p>十一 第五十一条において準用する商法第三百三十一条に違反して、金融先物取引所の財産を配分した者</p> <p>十二 第八十五条第二項の規定に違反して、同項の協会の名簿を公衆の縦覧に供しない者</p>	<p>四 (同上)</p> <p>五 第四十二条の規定に違反して、揭示し、又は公表することを怠つた者</p> <p>六 第四十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者</p> <p>七 (同上)</p> <p>八 (同上)</p> <p>九 (同上)</p> <p>十 (同上)</p> <p>十一 (同上)</p>
---	---